

## 愛媛県ホームページ広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、愛媛県(以下「県」という。)が管理するホームページのトップページ(以下「県ホームページ」という。)に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主(県ホームページに広告を掲載できる者をいう。以下同じ。)の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものをいう。

### (広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告は、県ホームページに掲載するものとし、広告を掲載する位置及び枠数は、仕様書に定める。

### (広告の範囲等)

第4条 広告主及び掲載できる広告の内容等については、要綱第3条及び愛媛県広告事業の実施に関する表示基準の規定によるほか、個人の氏名広告は掲載しないものとする。なお、広告主が指定したリンク先及び県が広告主が指定したリンク先と関連が深いとみなしたリンク先のホームページの内容についても同様とする。

### (広告の種類、規格等)

第5条 広告について、次の各号に掲げる事項は、県が別に定める。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

### (広告掲載枠の売渡し)

第6条 広告を掲載する枠は、適正な価格で広告取扱業者に売り渡すものとする。

### (広告取扱業者の選定)

第7条 広告取扱業者は、競争入札により選定する。

- 2 前項の競争入札に関し必要となる事項は、募集要項で定める。

### (広告掲載の申込み等)

第8条 広告主は、広告取扱業者に対し広告掲載の申込み等を行うものとする。また、掲載中の広告の内容の追加・変更等を行う場合も同様とする。

( 広告主の募集 )

第9条 広告取扱業者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

- 2 前項の公募に当たり、広告取扱業者と県が協議のうえ、県ホームページ等を通じて告知するものとする。
- 3 前2項の規定は、広告取扱業者の営業活動を妨げるものではない。

( 広告主の選定 )

第10条 広告取扱業者は、広告主を選定するとともに、県に「愛媛県ホームページ広告掲載申込書」(別紙様式)を提出し、掲載の可否について協議しなければならない。

- 2 広告取扱業者は、第1項の協議において、県の求めに応ずる書類等を提出しなければならない。

( 広告の掲載期間 )

第11条 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

- 2 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- 3 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日にあたる場合は、県が別に定める。

( 1 ) 日曜日及び土曜日

( 2 ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

( 3 ) 1月1日から3日まで及び12月29日から31日までの日(前号に掲げる日を除く。)

( 広告掲載の優先順位 )

第12条 広告取扱業者は、第8条の規定により申込みがあった場合は、第4条及び第5条の規定に基づき審査し、県のホームページという性格上、地域性、公共性の高い広告掲載を優先させるものとする。

( 広告の作成及び提出 )

第13条 掲載する広告は、広告主又は広告取扱業者が第4条及び第5条の規定に従い作成するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主又は広告取扱業者が負担するものとする。
- 3 広告取扱業者は、作成した広告を、当該広告掲載開始日から起算して10日前の日

までに、県が指定した場所に提出するものとする。

- 4 県は、前項の規定により提出された広告の内容等が第4条及び第5条の規定に反していないことについて審査を行い、承認したものを掲載するものとする。

( 広告掲載の方法 )

第14条 県は、前条の規定により提出され、承認を受けた広告を、原則として広告掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までに掲載するものとする。

- 2 県は、第1項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の午後1時から午後5時までに取り除くものとする。

( 広告内容等の修正 )

第15条 県は、広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したときは、いつでも、広告主又は広告取扱業者に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

( 広告内容等の変更 )

第16条 広告取扱業者は、契約の期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告取扱業者は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、県にあらかじめ協議するものとし、第13条の規定に準じて広告を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告の修正については、第15条の規定を準用する。

( 広告掲載の取消し )

第17条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- ( 1 ) 広告の内容等が各種法令若しくはこの要領等に違反しているか、又はおそれがある、若しくは誤りがあると判断したとき。
- ( 2 ) その他、広告の掲載を継続することが適切でないと県が判断したとき。

( 広告掲載の取下げ )

第18条 広告取扱業者は、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告取扱業者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により県に申し出なければならない。

( リンク先の変更 )

第19条 広告取扱業者は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに県に届け出るものとする。

( 広告取扱業者の責務 )

第20条 広告取扱業者は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告取扱業者は、広告の掲載により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者の責任及び負担において解決しなければならない。

( その他 )

第21条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

## 愛媛県ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

愛媛県知事

様

(広告取扱業者)

住所(所在地)

名 称

代表者職・氏名

印

担当者職・氏名

愛媛県ホームページへの広告掲載について、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県ホームページ広告掲載要領を遵守の上、次のとおり申し込みます。

広告掲載期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 原則、月単位とする。
広告主	(住所) (名称) (代表者職・氏名)
掲載する 広告の概要	
広告主の 確認欄	1. 過去2年間に法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反したことはない。 ・食品に係る業種の場合は、食品衛生法(食中毒)、JAS法などの関係法令 ・工場等を持つ業種の場合は、水質汚濁防止法や工場立地法などの関係法令 (はい いいえ) ・その他、景品表示法や独占禁止法など関係する法令 (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入してください。)
	2. 過去2年間に愛媛県から入札参加資格停止措置又は不利益処分を受けていない。 (はい いいえ) (「いいえ」と答えた場合、時期と内容を記入して下さい。)
	3. 消費者金融、たばこ、ギャンブル(宝くじを除く)、法律に定めのない医療類似行為、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規制される事業を行う業種ではない。 (はい いいえ)
	4. 暴力団、暴力団関係者が経営又は運営に関与していない。 (はい いいえ)

〔本申込書記載事項に虚偽があった場合は、広告代理店を通じ広告の表示を中止し、それに伴い生じる経費を負担しなければならない場合があります。〕

広告の表示基準等については、裏面を参照

広告表示等のチェックリスト

区分	根拠	チェック項目	確認欄
表 示	【広告事業実施要綱】	<p>○広告の内容が、次のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。</p> <p>(1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの</p> <p>(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの</p> <p>(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの</p> <p>(4) 政治性又は宗教性のあるもの</p> <p>(5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの</p> <p>(6) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの</p> <p>(7) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの</p>	
	【表示基準】	<p>○次のいずれかに該当する内容の広告は表示することができない。</p> <p>(1) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条第2項に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの、又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの</p> <p>(2) 責任の所在が不明確なもの</p> <p>(3) 内容が不明確なもの</p> <p>(4) 事実と異なる内容を含むもの</p> <p>(5) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの</p> <p>(6) 比較広告(二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。)</p> <p>(7) 美観風致を害するおそれがあるもの</p> <p>(8) 国内世論が大きく分かれているもの</p> <p>(9) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの</p> <p>(10) 第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの</p> <p>(11) その他、県有財産に広告として表示することが適当でないと認められるもの</p>	
	【掲載要告】	○個人の氏名広告は掲載しない。	
広告欄	【表示基準】	○広告欄には、「広告欄」の文言を記述するなどの方法により、当該欄が広告欄であることを明確に区別しなければならない。	※県が表記するため不要

※確認欄に、問題がない場合は○を記入してください。